

京都市民の安全・安心を脅かす、
危険な若狭の原発の運転に反対を表明してください！
スクリーニングの方法、安定ヨウ素剤の配布、
火山灰問題、老朽原発等に関する質問・要望書

京都市長 門川 大作 様

要 望 事 項

1. 車両の除染は、拭き取りではなく、流水除染を実施してください。
2. 避難する京都市住民の安全を守るため、「車両優先・代表制」の検査ではなく、住民全員の検査を実施してください。放射線の測定記録を住民全員に渡してください。
3. 京都市は、舞鶴市から6万5千人の避難者を受け入れます。この過程で放射能汚染が持ち込まれないための施策を、京都府と舞鶴市に求め、京都市民に安全を保障してください。これは舞鶴市民の安全を守るためにも重要です。
4. 安定ヨウ素剤の配布については、これまで通り年齢制限を設けないでください。緊急時の配布ではなく、事前配布を実施してください。
5. 原子力規制委員会は、関電の原発の火山灰層厚評価10cmは過小であり、設置許可基準規則に不適合だと認めています。そのため、原発の運転を止めて、審査を行うべきだと表明してください。
6. とりわけ危険な40年越えの老朽原発（高浜1・2号、美浜3号）の運転は認められないと強く表明してください。

日頃は京都市民の安全のため、並びに関電株主総会での脱原発提案を通じた脱原発社会の実現に向けてご尽力いただき、ありがとうございます。

福島原発事故から8年半になりますが、帰還困難区域の住民は故郷に戻ることはできません。他方で、わずかな住宅支援策等は避難解除と共に廃止され、避難者の生活は困窮を極めていきます。甲状腺がんにかかった子どもたちは、将来に対して大きな不安を抱いたまま日々の生活を送っています。原発事故直後の初期被曝は隠され、がん等を発症しても、被ばくとの関係を証明する手立ても奪われたままです。このような状況を踏まえ、今一度、福島原発事故の実態と教訓に立ち返るときではないでしょうか。

福井県若狭にある関電の原発群は、現在運転中の大飯3、4号、高浜3、4号と、稼動40年を超える危険な老朽原発でありながら再稼動が許可されている美浜3号と、高浜1、2号を合わせて、全部で7基にものぼります。これらが大事故を起こせば、私たち京都市民の生活は

重大な危険にさらされます。

しかしこれらの原発を巡っては、安全性問題では火山灰層厚の過小評価が明らかになりました。原子力規制委員会は、設置許可基準規則に不適合だと認めながら、運転の継続を容認しています。またいわゆる「テロ対策施設」である「特定重大事故等対処施設」の設置も遅々として進んでおらず、設置期限にも間に合わないことが明らかとなっています。他方で、避難計画については、車両の拭き取り除染に対して、福井県の県外避難先（伊丹市・川西市・宝塚市）から懸念が表明され、これを受けて避難元（おおい町・高浜町）からも改善等を求める意向が示されています。

これらを踏まえて、要望と質問に答えてください。

質 問 事 項

1. 京都市UPZ住民のスクリーニング場所や避難経路について

京都市は、大飯原発から 32.5km 圏域を含む地域をUPZと定め、左京区久多地区（95人）、左京区広河原地区（121人）、右京区京北上弓削町上川行政区（95人）住民が避難対象となっています。京都市の「原子力災害避難計画」（2017年12月5日修正）の136・137頁に「避難経路図等」が示され、スクリーニング場所（避難退域時検査場所）は下記のようになっています。

地区名	スクリーニング場所
久多地区	大黒谷キャンプ場
広河原地区	花背山の家スポーツゾーン
京北上弓削町上川行政区	京都府立ゼミナールハウス

スクリーニング場所での車両の除染方法は、おおい町住民等が使用する美山長谷運動広場（南丹市）では拭き取り除染となっています。美山長谷地区住民が流水除染によって出てくる汚染水により広場や由良川が汚染されることを懸念し、福井県が拭き取り除染だけにすると約束し、スクリーニング候補地となったという経緯があります。

美山長谷地区住民の懸念に加え、おおい町・高浜町の避難先である伊丹市・川西市・宝塚市は「①美山長谷運動広場のスクリーニング候補地の変更について、②避難する住民の全員検査への変更について」関係機関で協議するようおおい町等に求めています。おおい町・高浜町は「受け入れ側の心配がないようにすることは重要で、町としても同様に課題を認識している」（おおい町）、「受け入れ側の懸念・要望は理解できるので、改善していきたい」（高浜町）と表明しています。おおい町は既に、福井県に文書で改善を要望しました。その結果、福井県は、内閣府や京都府、滋賀県等で構成する「福井エリア地域原子力防災協議会」の場で議論していくとおおい町に回答しています。まもなく議論が始まるものと思われます。

(1) 京都市の上記3か所のスクリーニング場所では、車両の除染方法は、流水除染ですか？

(2) これまでの防災訓練では、車両の除染はどのような方法で訓練をされたのですか？

(3) 拭き取り除染と流水除染では、その効果が異なることは明らかです。避難するUPZ住民の安全を守り、避難先へ汚染を持ち込まないためにも、流水除染を実施するべきではないでしょうか？

(4) 避難経路については、久多地区住民の避難経路となっている国道367号線は、滋賀県民の避難経路と重なっています。また、京北上弓削町上川行政区住民の避難経路となっている国道162号線はおおい町住民等の避難経路と重なっています。

これら避難経路の重複について、滋賀県や福井県等と協議されていますか？福井県UPZ住民が先に避難することになっているのですか？

2. 京都市住民のスクリーニングについて

国のマニュアル（原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル）では、スクリーニングの手順として、「車優先・代表制」となっています。避難する住民全員の検査は、「代表者」が基準値を超えた場合だけです。これでは、避難する住民の安全を確保することはできません。

さらに、放射線測定検査を受けても、測定値が記載された検査票は住民には渡されず、スクリーニング実施済みを示す「通過証」が渡されるだけです。検査を受けてない住民にも「通過証」が渡されます。測定値の記入がないため、後に病気を発症しても、避難時にどれほどの汚染があったのかを証明する手立てもありません。除染の基準値が高いため、住民の安全もままならず、また避難所はホットスポットになる可能性さえあります。

他方で滋賀県は、避難する住民全員を検査することにしています。また、放射線測定値が13,000cpm（福島原発事故直後の基準）を超えた場合には、測定値を記入した検査票が住民に渡されます。

(1) 京都市の場合、避難する市民全員を検査するのですか？

(2) 測定値を記入した検査票を住民に渡すのですか？

(3) 避難する京都市民の安全、避難先に汚染を持ち込まないために、全住民の検査と検査票の配布が必要ではないでしょうか？

3. 京都市は、舞鶴市から6万5千人の避難者を受け入れます。この過程で、京都市民と、さらには舞鶴市民の安全のためにも、放射能汚染が持ち込まれないための施策が必要です。

(1) 京都市は、放射能汚染が持ち込まれないための施策を、京都府と舞鶴市に求めていますか？

(2) 求めている場合、具体的にどのような除染方法等を求めていますか？

4. 安定ヨウ素剤の配布について

今年7月に安定ヨウ素剤に関する国の指針と解説書が改定されました。当初の改定案では「40

歳以上は服用の必要なし」となっていますが、多くの市民の反対の声によって「40歳以上の服用の効果は低い」と修正し、事実上40歳以上の住民への配布を認めるものになりました。おおい町や高浜町及び滋賀県は、これまで通り年齢制限なしに配布することを決めています。

(1) 京都市でも、これまで通り年齢制限は設けないという方針ですか？

(2) 国の指針・解説書では、早期に服用しなければ効果はないと強調しています。京都市民への配布は、避難時ではなく、事前配布が必要ではないですか？

(3) 国の指針・解説書では、妊婦や乳幼児への服用が重要だと強調しています。京都市民の妊婦や乳幼児への配布について、特に配慮されていることはありますか？

5. 関電の原発の火山灰層厚評価が過小であることについて

関電の高浜・大飯・美浜原発では、火山灰層厚を10cmとしたこれまでの評価が過小であり、京都市越畑地点の大山生竹火山灰(DNP)層厚等を基に、原子力規制委員会は25cm程の層厚になることを認めました。そして、現行の設置変更許可は設置許可基準規則に不適合だと正式に認めました。それにも関わらず、年末までに関電が変更申請を出し、それから審査を開始し、結論が出るまでは現行の10cmという評価で運転継続を認めています。大飯・高浜原発は、基準に違反していながら、運転を続けている状態です。このような運転を認める法的根拠はなく、規制委員会の裁量によるものだと、規制委員会自らが認めています。

(1) 設置許可基準規則に違反しているため、原発の運転を止めて、審査を行うべきではないでしょうか？

6. 40年超えの高浜1・2号、美浜3号の再稼働について

高浜1・2号、美浜3号は、運転開始から40年を超えた老朽原発です。原子力規制委員会は、原発の運転期間は40年を原則とすると定めておきながら、審査に合格を与え、関電は再稼働の準備を進めています。

しかし、老朽原発は機器が劣化しており地震に弱く、大事故の危険があります。さらに、配管等は取り替えても、原子炉容器(お釜)や電気ケーブルは取り替えることができません。原子炉容器は、長年の運転によって中性子の照射を受け、本来の粘り強さを失い、衝撃に弱くなります。事故時にECCSの冷たい水が注入されれば、小さな傷がきっかけとなって割れる恐れがあります。高浜1号の場合、廃炉が決まっている玄海原発1号より、原子炉容器が事故時に割れる危険が高いのです。

原発には電気ケーブルが2,000~3,000kmも張り巡らされており、人体に例えれば血液や神経系統のような極めて重要な役割を果たしています。ケーブルは運転中に熱と放射線によって徐々に劣化し、事故時には突然絶縁性能が急低下し、制御不能になる危険があります。しかし規制委員会は、電気ケーブルの劣化を判断する基準について、「有意な絶縁低下が生じないこと」という一般的な基準だけで、具体的な基準をもっていません。

(1) 市長は「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」のために、関電株主総会で脱原発を求める株主提案を出されています。市長の脱原発の姿勢からも、とりわけ危険な 40 年越えの老朽原発は運転しないように表明すべきではないでしょうか。

2019 年 9 月 10 日

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会（美浜の会）